

五麻より三麻半に低廉にせり其結果農民は再び困難なる状態に陥れり之を獨逸農業の最悪期と名づくる者あり果然關稅輕減反對運動起り遂に農民は勝利を博し千九百二年十二月新關稅法發布せらる

キヤブリブキ宰相稅率を下げ農民苦みたるとき他の救濟方法按出せられたり即ち千八百九十四年四月帝國議會に提出せられたるカニツ伯の穀物專賣案なり此案は中央農會並に帝國議會共に採用せざりし時人綽名して大鉈案と稱せり次に産業組合に依て穀價を維持し且つ販賣組織の改良より生ずる利益を得んと勉むるに至れり即ち米國に於ける穀物販賣組合熱一時に勃興せり而して政府の獎勵方法に關し普魯西とバイエルン國とは全く方針を異にせり

第二項 政府の施設

(イ) 普魯西政府の施設

カニツ案の倒るゝやフオン、グラス氏は穀物倉庫對カニツなる一書を著せり是より先き氏は既に穀物販賣組合に關する書を公にし穀價を維持するに最も必

要なる旨を論及し且つ自ら千八百九十二年コルベルグ穀物販賣組合を設立せり之れ獨逸最初の組合倉庫なり當時氏は販賣組合さへ成立せば穀價を維持し海外の競争に勝ち得べしと信ぜりフレデリック、コルレル氏書を著して同意見を公にせり然れども兩氏の識見狭きの嫌あり産業組合に依て穀價を維持し得る迄には長年月を要すべし其目的を達するには寧ろ關稅を有功なりとす現に關稅減率せらるゝや穀價下落し組合も施すに策無かりし其他農家の金融を疏通し代用食物の輸入を制限する等相須つて農民を救濟するを得べし然れども當時農民は焦慮の餘熱慮調査を重ねるに暇あらず兩氏に雷同せり

農業的産業組合中央會も亦時勢に動かされ毎年總會に於て調査投論を重ねしが千八百九十五年のイスタンブ爾總會に當りフオン、メンデル氏の報告に基づき左の決議を爲し之を政府に致せり

經濟上の發達に鑑みるに大小農家に對し穀物販賣組合を組織せしむる必要あり此目的を達する爲に(一)國費を以て倉庫を建築すること(二)前項の倉庫を組合に貸與すること(三)倉庫在荷を抵當として帝國銀行又は普魯西中央金庫は資金を貸付

くること

普國中央農會も亦種々研究の末普國政府に國費を以て倉庫を建築し農事發達を圖るべき旨を建議したり此等の建議に基づき政府は千八百九十六年四月二十五日農業倉庫建築費支出に關する法案を提出し可決せられしを以て同年六月の法律に依り穀物倉庫基金として三百萬麻更に翌年二百萬麻を増加し合計五百萬麻を支出せりれたり

伯林試驗倉庫
東プロイゼン縣

一
二

西プロイゼン縣	一
ボムメルン縣	一三
ボーゼン縣	二
シュレシン縣	一
ザクセン縣	一
ハノーバー縣	一
ウエストフワーレン縣	一
ヘスセン、ナスソー縣	一
ライエン縣	一
ホーヘンツォルレン縣	一
合計	三六

以上倉庫設立方法並に貸貸期限左の如し

政府より基金を借入し組合が倉庫を建設せしもの
政府自ら倉庫を建築し之を貸與せしもの

(イ) 貸貸期限三十ヶ年のもの

一ヶ

(ロ) 貸貸期限五ヶ年のもの

三一ヶ

倉庫賃貸料は建築費の一分乃至三分五厘なり前記貸貸期限五ヶ年の倉庫三十一の内期限満了後の處分を見るに左の如し

再び組合が貸借を繼續せしもの

一六

組合が政府より拂下げしもの

七

組合が抛棄したるもの

八

建築費は區々にして最少四千麻より最多三十六萬麻に達す實際支出總額四百五十萬麻なり就中前記組合に拂下げし價格は建築費の平均八割に當ると云ふ
如此普國穀物組合運動は萬全の策に出でざりし(一)農業恐慌に當り穀價吊上の目的を以て大規模の倉庫を設立し收獲物を集め高價に販賣せんと試みたるは失敗なりゼーリングの云ふ如く農民が投機的意思を夾むは惡し(二)政府は農民に不利益なる通商條約を締結せし代償として五百萬麻を支出し卒急に倉庫を設立し組合に貸與せし爲倉庫の設計器械の選擇其當を得ず三十五倉庫中八個は使用者無

く空虚なり(三)米國視察委員の報告に誤謬あるに心付かず盲從せり即ち調査不充分なりしに依る

(ロ) バイエルン政府の施設

普國に比し巧妙なる政策を取りたるをバイエルン國となす此國には千八百九十四年始めて產業組合法に據らざる「フキヒテルゲビルグ」燕麥販賣組合成立せり此特殊なる組合を除き一般の穀物販賣組合はフエツチン男爵が同國農事大會に於て演説したる結果に依る男爵は外國の競爭に依て獨逸農民は不利益の地位に立つこと陸軍の需要に對し農民は沒交渉なること農民は仲間商人の爲に利益を殺がるゝこと等を列舉し之を救濟するには停車場に接し倉庫を建築し販賣上の損失を除くにある旨を論じ續て倉庫設立の方法として

(イ) 國家が建築して貸與すること

(ロ) 銀行と共同して停車場の傍に建つること

(ハ) 穀商と共同して建築すること

(ニ) 組合を新設して建築すること

の四方法を擧げ就中同國に適する方法は第四法にありと斷言せり但し販賣組合を新設するにも漸進主義を取り倉庫も先づ粗末にて足り機械も調製機一臺を備ゆれば可なりとし且つ成功に必要なことは倉庫建設の際停車場との聯絡を便にし固定資本を減じ流通資本を潤澤にし又組合員の金融を圓満にする爲に信用組合と聯絡し及郡勸業委員と提携すべし云々と献策せり其説普國に流行せし投機的、政府依頼主義の倉庫論と大差あるを見るべし

氏の動議に依て左の六項議決せらる

一、地方に穀物販賣組合を設立する爲に郡縣勸業委員と共同して其設立を促すこと

二、信用組合購買組合等が穀物共同販賣を試むることは最も策の得たるものなること

三、バイエルン政府は此等倉庫の新築に當り停車場敷地を便宜使用せしめ倉庫建築にも便宜を與ゆること

四、穀物に對する貸付は國立銀行をして融通の途を與へしむること

五、農民をして調製乾燥共に良好なる品を出穀するの義務を帶ばしむること

六、各村落に鐵道の普及を圖ること

千八百九十五年此決議政府に建議せらるゝや内務省は宮内外務大藏陸軍の諸省と協議の上之を採用せり但し下の條件を附せり

一、産業組合法による組合を組織すること若し組合解散の場合には政府の貸付金に對し組合員は連帶責任を帶ぶべきこと

二、組合又は團體は其區域附近に住む組合員以外の農民にも倉庫を使用せしむべきこと

三、倉庫には調整機精選機品等分類機を具ゆること

四、倉庫及び什器機械等を保險に附すること

五、組合定款及び倉庫細則は政府の定めたるものに準じ規定すること

第二項は千九百八年二月二十六日削除せらる之れ組合員以外の穀物を手數料を徴し倉入し又は購入するときは千八百九十九年六月九日公布工業稅法第二十一條に依て課稅せらるゝを以てなり政府は公益の爲設立せし倉庫なれば廣く使用

せしめんとの主意なりき

宮内外務省は停車場構内の土地を組合倉庫新設地として貸與す其貸料は初期殆んど無代なれども後使用手數料として若干徵す又陸軍省は千八百九十四年以後食糧馬糧全部を組合より直接購入し不足せる場合に限り商人より買入るゝ事に改めたり

如此當國の穀物倉庫は政府の建築せるもの無く悉く組合又は農民團體の所有に係る今千九百九年未現在百四十八倉庫の持主を表示せば左の如し

信用組合及び聯合會

農會 八三

農業購買販賣團體

聯合會附屬販賣組合 一〇

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 一九

農民協會

農業的產業組合検査會 一九五

伯林農民團體出張所 二三

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 二四

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 二五

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 二六

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 二七

農業的產業組合検査會

伯林農民團體出張所 二八

農業的產業組合聯合會

伯林農民團體出張所 二九

農業的消費組合聯合會

伯林農民團體出張所 二九

農業的消費組合聯合會

伯林農民團體出張所 二九

農業的消費組合聯合會

伯林農民團體出張所 二九

農業的消費組合聯合會

伯林農民團體出張所 二九

	總建築資本	補助金	貸付金	總資本に對し 補助金の割合	貸付金の割合
一千九百一年	一、六四三、〇〇	一四九、六〇	七三〇、九七〇	九一%	四〇%
一千九百九年	二、四六八、三四五	一九八、五〇	九四一、二七〇	八〇	三六、一
累計					

以上は政府の補助金又は貸付金を受けしものなれども全く之を受けざる倉庫もあり其の所屬左の如し

レーデンズブルグ基督教農民團體組合聯合會 一〇

ライファイゼン式中央會所屬 三

ブファルツ農業的組合検査會 一

ブファルツ農業的消費組合聯合會 二

倉庫建築資本と政府の補助及び貸付 一四八

此の如く既設の組合又は聯合會か然らずんば法人が兼營するか又は販賣組合を特設し經營するを見るべし

第一節 獨逸に於ける事例

政府貸付金利率別

一九〇

	總額	內年三分	內年二分	內年一分	內無利息
千九百一年	七三〇、九七〇 <small>席</small>	一七、〇〇〇 <small>席</small>	五五、五〇〇 <small>席</small>	五六、五七〇 <small>席</small>	
千九百四年	七九七、三七〇	九〇〇〇	六三〇、二〇〇	一〇、五〇〇	五六、五七〇 <small>席</small>
千九百九年	九四二、二七〇	九〇〇〇	七四、一〇〇	一〇、五〇〇	五六、五七〇

第三項 獨逸に於ける實例

第一 普魯西に於ける實例

前車の覆は後車の戒先づ普魯西に於ける失敗の原因を掲げん
一、調査不行届なりしこと

組合運動の初期に當り獨逸農民は米國の穀物が低廉なる所以は組合倉庫の賜
なりと誤解せり其結果倉庫熱を起したり

二、農民の無謀

獨逸農家は穀價の下落に苦み人爲的に穀價を吊上げんと焦慮し種々畫策の後
遂に倉庫に依て市場を牽制せんと欲せしが其共同販賣をせし額穀物總販賣額

に對し僅に數百分の一に過ぎず螳螂の斧と云ふべし

三、商業に關する練習を輕視したこと

商人には種々の修養を要す商慣習取引方法等外間より窺知する能はざる所あ
り産業組合の理事は此練習を顧みず單に熱誠と勉強とに依て成功せんと欲せ
り失敗せし所以なり

四、組合員が組合に對し忠實を欠くこと

組合員は組合に對し熱誠を捧げず商人競争の爲一錢にても高買すれば直に義
を棄て利に奔る

五、資金の不足

資金不足の爲組合員の穀物を現金買し又は假渡金を爲す能はず重に借入金に
依り經營する爲結局利息の支拂巨額に上り損失を蒙れり

六、販賣手續の不慣

販賣組合が其生産物を糧秣廠軍隊に直納すれば失敗なしと雖も陸軍官衙は規
律正しき爲初心の理事は煩累を恐れ中止せしものあり又倉庫の設備なき爲失

敗せし場合もあり

以上は普魯西に於ける初期の組合が嘗めし経験なり今二、三組合の實情を掲げん
ザクセン縣ハレ穀物販賣組合

此組合は獨逸に於ける穀物販賣組合熱狂時代の產物なれば種々の失策ありしは論を須ひず此縣には農業的産業組合の元動フォン、メンデル氏あり。其熱心盡力の結果政府より農業倉庫基金の分配を受け大倉庫を設立し巨額の品を貯ふ一舉して穀價を吊上げんと計畫せり之れ二、三販賣組合の能くする所に非ざれども其理想に馳られ多數の組合員を募集せんと欲し加入の條件を輕くせり即ち組合員の出資額を少くし且出穀の強制を爲さりし之れ失敗の一原因なり千八百九十七年組合員五百名を募り普國政府より三十六萬麻を借受け倉庫建築に着手せり設立委員は當時穀物中央市場なるマンハイム其他ライン沿岸の倉庫に視察し歸り其結果に依り一器械會社に設計を一任せり是れ失敗の二原因にして倉庫の規模餘りに大に且つ器械會社は自己の利益の爲種々完全なる機械を賣付け一部の運轉に全部を動かすことを必要とする如き裝置を爲せり故に積込搬出費多く不經發達を阻碍したり

フオン、ブッセ氏が本組合失敗の原因を擧げて曰く

- (イ)出資一口五麻なるを以て資本金僅に四萬麻に満たず勢ひ年々借入金を必要とする其額五百萬麻に達し利息の支拂のみにても巨額に上る
(ロ)固定資本過大に失したり倉庫は能く六萬噸を藏す然るに年々の賣上高僅に十二、三萬噸に過ぎず
(ハ)組合員は其生産物中良品を商人に賣却し粗惡品のみを組合に出穀せり如此設立後の成績甚だ悪しく左の如し

第一節 獨逸に於ける事例

一九四

千八百九十七年

出穀者數
六〇人

賣上高
一、二二五、〇〇〇

千九百二年

四六七

三、五三五、〇〇〇

損失相次ぎ千九百六年迄十ヶ年間に二十萬麻に上れり勿論組合設立の爲に商人の競争を惹起し同地方平均價格を高め非組合員たる農家も亦非常なる利益を得たれども組合自身は失敗せり姑くして政府よりの倉庫借用期限盡きたれば組合は廉價に譲受けんと欲せしが價格折合はず且つ借用するには借料年六千圓にして甚だ高價なれば遂に組合を解散し直に新組合を組織せり時に千九百六年なり新組合は前回の失敗に鑑み區域を限定し組合員を精選し出資金並に保證金を高めたり即ち組合員百六十人出資金二十萬麻保證金額六十萬麻にして倉庫は獨逸帝國農業的產業組合中央會技師クルツケンブルグ氏に設計を依頼し建築せり其位置はザーレ河に沿べるソヒエン港なり同河は川幅僅に數間に過ぎざれども能く浚渫せる爲船舶の往來自由なり余は千九百十年十月伊藤長次郎氏と共に本組合支配人の案内に依て視察せり此倉庫は千九百八年移動積込機の据付を以て全部

完成せり二棟より成る一は肥料小屋なり倉庫内に細粉器を備ゆ之れ麥を粉碎し砂糖搾液を混合して飼料となすに用ゆ土地並に建物資本左の如し

土地	二八五、二五六	揚重機	四〇、〇〇〇
建物	二六二、三〇二	什器	三〇六
軌道及びシクリ	四六、五一四		七〇四、二四〇
器械	六九、八六二	合計	
新組合は其業務執行を全部聯合會に委ね爾來好成績なり左表の如し			
粗收入	千九百七年	千九百八年	千九百九年
純收入	五七、一七〇	一〇四、四〇六	四〇、二三二
準備金	七、九四四	六、三三〇	六、七六六

前組合は損失額二十萬麻に上りしが今や準備金を生ずるに至れり且つ肥料飼料の購買を兼營し其額巨額に上る左に購買販賣高の百分率を示さん

第一節 蜀逸に於ける事例

一九六

	肥料・飼料購買高	穀物販賣高	計
千九百七年	五二、七	四七、三	一〇〇、〇
千九百八年	三七、三	六二、七	一〇〇、〇
千九百九年	二九、四	七〇、六	一〇〇、〇
千九百十年			

今や出資に對し年四分五厘の配當と前記準備金を積立て得るに至れり
ボムエルン縣スター・ガード購買販賣組合

本組合は元と購買組合として發達せり後穀物販賣組合熱勃興するや政府の建築
せし倉庫を借り入れ販賣事業を開始し爾來順潮に發達せり

一創立の年 千八百九十六年

一責任 保證責任

一保證金額 八十五萬五千六百麻(一口に付二百麻)

一組合員數並に種類(千九百十一年調)

農業者 一百四十八人 酒精組合

酪業組合 一 畜牛組合

畜牛組合 一一

信用組合 二十五 計

一出資總口數 四千三百四十七口

一出資一口に付拂込金額 二麻

一取引高 一、七七八、〇七〇麻(千九百十年調)

購買高 內 譯

肥料 五八〇、一五四 販賣高

飼料 二三五、二八六

燃料 八五、七〇〇

種苗 六二、〇八一

機械、鹽其他 一四、二四六

袋 一、三四五

一收支 (千九百十年調)

粗收入 四〇、四二六 支出

一九七

第三項 獨逸に於ける實例

一九六四二

第一節 獨逸に於ける事例

一九八

内 譯

一六、五四八

經費 土地建物減價

償却資金

一、〇四二

二〇、五二

差引剩餘金

二〇、七八三

一剩餘金處分

一準備金二割

四、一五六

一出資に對する配當四分

三四二

一特別積立金

一六、二八四

計

二〇、七八三

一貸借對照表

借方

九〇五

拂込濟出資金

八、五五六

準備金

三〇、九八一

現金

貸方

有價證券

一貸借對照表

(千九百十年調)

現金

貸方

有價證券

一貸借對照表

(千九百十年調)

物品有高

二〇、七七二

積立金

六四、六五四

償却資金

四四八、四七八

一〇、〇三六

販賣組合聯合會出資

四、五〇〇

信用組合聯合會出資

四、八四六

土地

二二、五〇〇

什器

二、二八〇

袋

五三八

機械

一三七、三二九

抵當證券

二三九、四二八

取引先

五六、〇〇〇

銀行

二〇、七八三

計

五八〇、四三四

一準備金諸積立金

五八〇、四三四

一準備金諸積立金
内譯貸借對照表の通に付省略

第一節 獨逸に於ける事例

二〇〇

即ち拂込済出資金二麻に對し三十一麻十五片の割賦ある計算なり好成績と云ふべし

一創業後の成績（事業年度は七月一日に初まり六月三十日に終る）

年 度	曆	組合員數 購 買 高 販 賣 高
一 千 八 百 九 十六 年 六 月 迄	二 千 八 百 九 十六 年 一 七 年	四 千 八 百 九 十八 年 一 九 年
二 千 八 百 九 十七 年 一 八 年	三 千 八 百 九 十七 年 一 八 年	五 千 八 百 九 十九 年 千 九 百 年
三 千 八 百 九 十八 年 一 九 年	四 千 八 百 九 十九 年 千 九 百 年	六 千 九 百 一 年 一 一 年
四 千 八 百 九 十九 年 千 九 百 年	五 千 八 百 九 十九 年 千 九 百 年	七 千 九 百 一 年 一 二 年
五 千 八 百 九 十九 年 千 九 百 年	六 千 九 百 一 年 一 一 年	八 千 九 百 二 年 一 三 年
六 千 九 百 一 年 一 一 年	七 千 九 百 二 年 一 二 年	九 千 九 百 三 年 一 四 年
七 千 九 百 二 年 一 二 年	八 千 九 百 二 年 一 一 年	十 千 九 百 四 年 一 五 年
八 千 九 百 二 年 一 一 年	九 千 九 百 三 年 一 四 年	九 千 九 百 四 年 一 五 年
九 千 九 百 三 年 一 四 年	十 千 九 百 四 年 一 五 年	十 千 九 百 四 年 一 五 年

第十一 一千九百五年一六年	二三六	五四九、五四八
第十二 一千九百六年一七年	二三六	七七〇、一二六
第十三 一千九百七年一八年	二五二	八九四、七二九
第十四 一千九百八年一九年	二六一	一、〇三三、六四八
第十五 一千九百九年一十年	二六五	九六八、八一四
第十六 一千九百十年一十一年	二七三	八〇九、二五五

第二 パーデン國に於ける實例

千八百六七十年頃獨逸に於ける農業恐慌に當り當國も亦其影響を蒙り耕地は漸減したり左表の如し

千八百六十五年	三二〇、八六〇
八十三年	三一四、三二〇
九十六年	三〇九、六三〇
九十七年	二九五、六四四

以是農家の打撃を蒙りしを知るべし其救濟策として組合を獎勵するに至れり

千八百九十七年穀物栽培地の中心なるエビンゲンに第一の穀物販賣組合を設立し政府は倉庫設立費に千三百五十圓を補助し及び停車場敷地を貸與せしが失敗し千九百年解散せり之れ組合員に組合に關する智識の普及せざると並に出穀の強制なかりしとに依る但千九百七年再び新設せられ今回は成績舉がれり次に政府は千二百五十圓を支出しブーゲンにて共同販賣を獎勵せり其獎勵規定左の如し

一、農民は自己の生産したる物に非ずんば出品するを得ず

二、共同販賣をなすものは少くとも五人以上並に二百セントナーチ以上を纏めざる可からず

三、共同販賣に供する穀物は小麥黒麥燕麥とす

四、共同販賣をなし得る相手方は商人精粉所又は政府が適當と認めたる消費者たるべし

五、共同販賣高二百セントナーチに對し十麻の獎勵金を下附す

獎勵金を受けし者四十三あり就中モスバッハに於ては軍隊に隨意契約を以て直納

し良結果を得たり然れども他の農村に於ては失敗せし例少しとせず

組合の發達遲々たるを以て參事官ドクトル、グレムスは組合に關する智識を普及し且農村に於ける小倉庫組合の孤立を救ひ鞏固なる團結を作る爲に中央倉庫の必要を唱へたり此建策に基き千九百一年八月一日聯合會所屬としてマンハイムに中央倉庫を設立するに決し政府は左の援助を與へたり

一倉庫補助金 建築改築費の三分の一

二年額補助金 每年經費の四分の一(約六千麻)

三低利資金の貸與

初期には二十萬麻を限り年利二分五厘にて産業組

中央倉庫に加入出穀せんとする組合は必ず中央銀行の株主にして穀物販賣額三千麻毎に銀行持株一口以上なるを要す

余は千九百十年三月産業組合學校教官に引卒せられ同中央倉庫を視察するを得たり倉庫はライン川築港に沿ひ建築せらる築港には和蘭ロッテルダム間を往復する船舶を錠着し得る設備あり抑もライン川は獨逸四大川の一にして舟揖の便世

界に冠たり全獨逸約三分の一は其惠を受け物資の集散を爲すと稱せらるゝマンハイムは實に其中央市場なり築港には又鐵路縱横し直に貨車を倉庫に横付け積卸をなす便あり

倉庫の大は縦八十三尺横百五十尺(三百五十坪)初め二階建なりしが手狭の爲三階を増築せり其買入費二萬五千麻改築費六千麻機械費一萬九千麻合計五萬麻なり下層に事務室あり部長スタイル氏を初め事務員八名なり労働者二十一名就職すと云ふ事務室以外は積卸部倉庫並に肥料小屋なり積卸部は一側は鐵路に他側は川岸に接するを以て一枚の板を横ふれば臺車より又は汽船より相互直に積卸をなすを得又穀物昇降機あり停車場より到着したる穀物を三階に運搬す三階には精選器あり爻雜物を去る又分類機あり品等を分類することを得精選分類される穀物は再び昇降機に依て二階に運ばる此所に樋式輸送溝あり隨意の位置に穀物を運搬す尙三階には穀物其他を貯藏するを得余が視察せし時は玉蜀黍小麦あり一方には肥料麻袋を貯藏したり二階には種子精選機あり前年度種子の販賣高六貨車に達したりと云ふ其他農具酪農具等を貯藏するを見たり事務室の側に小屋あり

あり肥料の積卸場にして二階にある肥料粉碎器により粉碎調合せられたる肥料を此所にて麻袋に詰込み聯合會の商標を附して販賣す

中央倉庫の業務經營法

中央倉庫は月曜毎にマンハイム市場の氣配に基き代價を定め各組合に通知す品等査定法は中央倉庫事務所に於て標準を定め巡視員を置き各組合を巡回せしめ統一を圖る若し取引に當り出穀組合と中央倉庫間に品等査定上の争論起りたるときは審査人を定め判断せしむ

組合は中央倉庫の通知せる相場により土曜日迄買集め其總額を中央倉庫に通知す其通知によつて中央倉庫は迅速に處分す軍隊に賣却することは好成績なりと云ふ處分済めば中央銀行を經て組合に送金するものとす

穀物販賣事業は危険多きを以て中央倉庫は各組合をして(一)準備金積立金を多くす即ち總額二萬麻に達する迄剩餘金の半を必ず積立てしむ(二)中央銀行に對し三千麻の出穀毎に一口の割合にて出資を所有せしむ故に出資四十口を有する組合あり

更に中央倉庫は各組合の集めたる穀物一萬基毎に手數料として三十麻を給す、組合は之を以て経費を支辨す

組合に對する補助保護

組合が倉庫を新築改築するときは政府は其三分の一以内を補助す

産業組合中央銀行の貸付利率は年四分五厘なれども穀物販賣組合に對しては三分五厘に減じ二萬麻迄無擔保にて貸出す但し二萬麻以上は擔保を要す
組合員の出資及び加入金

組合員となるには從前其出穀高百セントナーに對し加入金一麻出資十麻を拂込みたりしが後増加して出穀高二百セントナー毎に加入金三乃至五麻出資五十麻となせり

組合の功果

組合設立の功果として農家は穀物百基につき五十片乃至一麻高直に賣却し得るに至れり

第三 バイエルン國に於ける實例

ウイゴデンスキー曰く(獨逸の産業組合獨逸に於ける組合を瞥見するに左の三種あり

一、醸造用大麥並に種子の如き特產物を販賣する組合

二、バイエルン國に於ける小規模なる組合

三、買取主義に依り商人の如く經營する組合

就中第一種は成功容易なり第二種は元と仲間商人を省く目的にて設立せられしが今や農村の商人を牽制し穀價を維持するを得第三種は近年の發達に係り將來多望なる如し云々と
バイエルン政府の施設並に組合發達の方法前項に述べたる如し試に同國の内部を旅行せば各停車場毎に矮少粗末なる木造の組合倉庫を見るなるべし其穀物取扱高左の如し

三十八萬セントナー

中央倉庫

四萬一十五萬セントナー

十

三萬一四萬セントナー

第一節 獨逸に於ける實例

二一〇

組合員又は農家種子)	二〇八三
附 近 商 人	二五五二
蒸餾所小釀所製粉所等	二八二二
農會、聯合會、信用組合	二五二一
ミユンヘン御用釀造所	二五二一
大 精 粉 所	二五二一
種 馬	二五二一
製 卸 間	二五二一
王 室 馬	二五二一
運 送	二五二一
國外の倉庫組合	二五二一
糧 林 廠 軍	二五二一
内 國 得 意	二五二一

三七	一五	五一	五二	二八	二五	二〇	二八	三
----	----	----	----	----	----	----	----	---

三九	一七	四二	二二	二〇	七	一四	二二	三
----	----	----	----	----	---	----	----	---

二八	四一	一〇	一一	二二	八	一三	二二	五
----	----	----	----	----	---	----	----	---

外 國 得 意

一
二
二

重なる得意は陸軍糧秣廠にして千八百九十四年より始む又商人問屋等よりも直接消費者又は聯合會等に増加するを見るべし

バイエルン産業組合中央銀行所屬 中央倉庫

一、設 立	千九百年
二、建 築 費	三十萬七千八百八麻
三、建 物	煉化造
四、貯 藏 高	
二十四シロ	三萬六千乃至八萬八千セントナー
四層平床	一萬六千乃至一萬八千セントナー
地 下 室	一萬六千乃至一萬八千セントナー
	地下室は肥料飼料石炭等を藏す
五、輸 送 荷 造	

穀物を輸送する昇降機は一時間百セントナーを運ぶ能力あり俵裝の儘運搬

第一節 獨逸に於ける實例

二二二

する輸送布ありバラ積の穀物は梱に依て隨意の場所に運ぶ
荷造は輸送口の下に二ヶの自動計量器あり自動的に一セントナ一宛計量す
るを以て計量器の出口に袋を結び穀物を落下せしむ毫も人力を要せず

六、役員

部長一名書記十名検査掛一人(検査報告様式は第三節第一項参照)

七、取扱高 中央倉庫は購買事業を兼營す

購買高

一六、二三三八セントナ

販賣高

三八〇、〇〇〇セントナ

肥料 飼料

二六、六九二

八、所屬組合數

二十五

抑もバイエルン國にては小組合各地に孤立し金融の疏通を欠き購買販賣に就て
商機を逸し且つ數量纏まらざる爲利益少し此弊を除かんが爲産業組合中央銀行
(聯合會)設立せられたり時に千八百九十三年宛も検査會設立の翌日なり其一部と
して穀物販賣部特設せられ更に千九百年中央倉庫設立せらる余は千九百十年十

月之を視察するを得たり初め其利用完全ならざりしかば千九百五年バイエルン
農業倉庫協會設立せられたり公益的私法人にして其目的は

(イ)中央倉庫に屬する組合の利益を伸張し

(ロ)検査會と提携し穀物に精通せる技術者を各組合に派遣し検査を行ふにあり

中央倉庫と組合

中央倉庫に屬する組合は毎週一回相場表を受く此表は一の標準相場なれば組合
は之を基礎とし組合員より其生産物を購入す但中央倉庫は組合より購入するに
當り此相場に依らざることを得

組合は中央倉庫に穀物を賣る強制なし

組合は毎週一回倉庫在高、經費、買入價格、收獲の狀況、移出の狀況等を報告するの義
務を帶ぶ中央倉庫は之に依て其地方の狀態を知るを得

各組合が賣却せんと欲すれば其賣却高と見本とを送る之に依り中央倉庫は見本
を信じ他に斡旋し若は自ら購入す斡旋を終れば直に組合の所得に記帳し何時にも
請求に應じ送金す其資金は中央倉庫が中央銀行より年四分の利率にて借入

るものにて毎年百萬麻を下ることなしと云ふ

第四項 成績

千九百十年一月一日現在組合數普國統計局調査は販賣組合四百個購買販賣組合二十一合計四百二十一を算す一組合平均組合員數は販賣組合百五十九人購買販賣組合百八十八人なり就中穀物を販賣する組合數若干に上るや明ならず但し帝國農業的產業組合中央會に屬するもの四十九あり内報告したるもの四十七組合の成績を示さん

	總數	一組合平均
組合員數 (四十七組合)	一二、六一三 <small>人</small>	二六八 <small>人</small>
貸借對照表(貸方) (四十六組合)	一〇、九一三、六四七 <small>麻</small>	二三七、二五三 <small>麻</small>
貸借對照表(借方) (四十六組合)	一〇、六四〇、四九〇	二三一、三一五
損益 (三十七組合)	三二二、〇四一	八、七〇四
損益 (九組合)	四八、八八四	五、四三二
準備金積立金	七三九、五五二	一六、〇七七

拂込濟出資金

七二九、九五一麻

一五、八六九麻

一、四六九、五一〇

三一、九四六

三一、一七五、一七〇

八二〇、三九九

七八八、七五二

一八、七八〇

計

販賣高

(三十八組合)

(四十二組合)

一組合平均員數二百六十八人にして一ヶ年賣却高約四十萬圓に上る本邦平均一

組合賣上高に比し百三十餘倍なり

次に購買組合中穀物を取扱ふもの二百三十六其取扱高七百〇九萬四千二百七十一セントナー其價額六千五百萬麻に達す

ドクトル、グラバインは獨逸販賣組合の取扱穀物高を五千六百萬麻と推算す之と前記購買組合の兼營高とを合算すれば一億二千萬麻千八百萬セントナーとなる然るに獨逸に產する穀物高は平年にても五億セントナーを越ゆるを以て組合は僅に百分の三、六を取扱ふに過ぎず未だ幼稚なりと云ふべし
損益計算を見るに四十六組合中三十七は純益を得九は損失を招けり未だ經營上欠點あるを知るべし

第一節 獨逸に於ける實例

二二六

獨りバイエルン國の組合は小規模なれども稍成績の見るべきものあり

	千九百九年	千九百十年
剩餘金を得たるもの	九二 <small>組合</small>	一〇〇 <small>組合</small>
損益相等しきもの	二二	二八
損失を蒙りたるもの	一八	二八
計	一三二	一五六

千九百九年未現在百三十二組合中七十一は麥一セントナー毎に商人に販賣するよりも五錢乃至七十五錢高價に値賣するを得。殘餘は商人の買價に同じかりしと云ふ又前記損失を蒙りたるものも組合員より購入せる價格は商人と同じきか又は高價なり只競争の爲損失を蒙りたるのみ然れども同國に於ても販賣組合の事業は未だ幼稚なり左表を見よ

倉庫取扱穀物高と總收獲高との比較

年	倉庫數	取扱高(セントナ)	總收獲高(セント)	割合
千八百九十六—七	一〇	九一〇、一〇〇	一	一

年	千八百九十九—千九百年	千九百四—五	千九百七—八	千九百八—九
	五四	一〇四	一二三	一三一
	四二四、四六四	九〇七、四九四	一、三一五、四六一	一、五八八、五五三
	五四、二五〇、〇〇〇	五三、八六五、三六〇	五七、八八二、〇二〇	一、五八八、五五三
	〇、八〇	一、六八	二、二七	一

收獲高の中約五割は食料に供せられ市場に顯はれざるを以て實際組合取扱高は前表「割合」を二倍せし高に相當すべし

第二節 北米合衆國に於ける穀物販賣

組合(會社)の狀態

獨逸農家が範とせし北米合衆國に於ける此種組合(又は會社)の發達を促せし動機は全く穀價の吊上に非ずして自己の利益を増加せんとする私經濟的立脚地より發達せしものとす乞ふ其沿革を叙せん

千八百六十年代には仲間商人の勢力微弱なりし爲農民が其生産物を賣却するに當り何の非難も起らず單に鐵道運賃の高率並に貯藏方法の不備に對する不平に

過ぎざりしが七十年代に及び北中部農民は漸く穀商又は穀物會社が鐵道會社、銀行、製粉會社等と聯絡し組織的に壓迫を加えつゝあるを覺知せり然るに八十年代には穀商並に會社等は進んで一の同盟を作り農民を壓迫するに至れり其方法は(一)同盟して收獲期に穀價を値下せり(二)同盟の結果農民は有利なる競争者を發見するを得ず(三)商人は數量を詐り或は正當なる階級以下の等級を附し或は蘿芥不良品の爽雜を口實として一定量を減じて支拂ひ(四)農家若し時期を待て販賣せんと欲し倉入する場合には倉敷料法外に高直なり農業者は此等の壓迫を免れん爲に政治上の手段に訴ゑ自ら防衛せんと欲せしが其功なかりし九十年代に至り北中部農業者は各所に集合し鐵道並に倉庫會社に對し協議を重ね又議會に運動する所あり其結果トラスト取締法其他政治上種々の施設を生むと共に他方には農民の自治自助心に訴ゑ團結して倉庫を建築し共同組合を新設するに至れり

政府も亦穀物の衡量並に検査に關する法律を發布して品質の改良統一を圖り不正行為を防ぎ並に鐵道會社に命じ此種組合に貨車の供給並に倉庫敷地の讓渡を強制する法律を發布せり之れ從前此種組合の成立を妨害する爲穀商、鐵道會社、銀行、倉庫會社等相結託して組合倉庫敷地に適當なる地所を割譲せず又收獲後の輸送期に至り組合に對し貨車の貸與を拒む等の行為ありしを以て之を禁止し組合を保護したり爾來農民は益々共同の信念を高め組合は堅實なる發達を爲せり乞ふ其成績を述べん

北米合衆國に於て此種組合は北中部諸州に最も多し今ジョン・コルター氏に依り一千九百十一年一月現在の状態を示さん

一、組合數	
ミネソタ州	二百五十六 <small>組合</small>
イリノイ州	二百二十五
其他の諸州	五百八十
二、組合員數	計 千六百
總數	二十萬人
一組合平均	百二十五人
三、取扱高	最多二百二十五人 最少七十名

總額 約二億五千ブツセル 價額 二億五千弗
一組合平均 十五萬ブツセル(其地方產額の約四割に當る)

四、倉庫建築設備費

總額	二千萬弗
一組合平均建築費	三千弗乃至一萬弗
平均設備費	一萬弗
平均貯藏高	四萬乃至十萬ブツセル
五、組合員平均出資高	百弗
六、組合員平均販賣高	千二百五十弗

七、購買事業の兼營

取扱物品の重なる物は石炭、材木、鹽、麥粉にして農具、垣牆用金網、日用生計品を取扱ふあり

八、販賣事業の兼營

少數の組合(重にアイオワ州)は家畜の販賣を兼ね

爾來組合數增加して千九百十三年には千七百五十六となれり(萬國農業協會雜誌による)

イリノイ州	三〇〇 <small>組合</small>	アイオワ州	三四七 <small>組合</small>
ミネソタ州	三〇七	北ダコタ州	三五〇
南ダコタ州	二二〇	ネブラスカ州	二〇〇
カンサス州	三二	計	一、七五六

抑も米國には產業組合法なく一般法のみなれば產業組合を設立せんと欲するものは會社法に據るか又は營利を目的とせざる農林業組合法に準據するを要す故に前記組合として擧げたるものゝ中には寧ろ會社と稱するを適當となすもの少しつせず從て此等の利益配當は年十割に及ぶあり然れども多數は出資に對する配當を年六分以下に制限し殘餘の剩餘金は販賣高に應じ配當す
此等多數の組合簇生せし爲農家は仲間商人穀物會社等より獨立し正當なる價格に依て穀物を販賣し得るに至れり然れども未だ組合數僅少なるを以て益々新設を促し總數を五千組合以上となし且つ中央販賣所を設立し各組合の統一と共同

販賣とを圖るの議あり

第三節 佛國に於ける狀態

佛國に於ては既設のサンデカーやを應用せるを見る抑も佛國の產業組合はサンデカーやを離れて論すべからざる如く穀物の販賣も亦農業的サンデカーやに依て行はる元來サンデカーやは購買組合に適當すと雖も販賣事業には不適當なり之れ（イ）營利法人ならざる爲農民より現金にて穀物を買取る能はず總て委託に依らざる可らず

（ロ）團結堅固ならざる爲規約を農民に勵行することを得ず

（ハ）資本及び倉庫無きを以て顧客の信用を得る能はず

（ニ）品質の均一及び取引の敏速を計る能はず

（ホ）販賣は購買よりも商人の妨害大なり

〔ヘ〕農民は商人に却けられたる不良品を組合に出穀するの傾あり

此欠點を除く爲にサンデカーや及び其聯合會の會員を以て別に穀物販賣組合を組織す

織す今兩者の關係を詳述せん

一、サンデカーやにて縣以上を區域とするものは販賣組合を會員とし販賣物品の販賣を圖る

二、サンデカーやは其會員の農產物販賣を取扱ふ爲に別に販賣組合を組織す

三、サンデカーやは其會員の農產物販賣を便にし及び必要品を購買する爲に別に購買販賣組合を組織す

四、最も多き場合は販賣組合がサンデカーや聯合會に加盟して行動を共にするにあり

此等販賣組合はサンデカーやの主唱に依て創設せられたるを以て役員は兩者を兼ねるもの多し如此兩者併立するは甚だ不可なる如きも元來サンデカーやは公益法人にして自ら營業を爲さず更に其聯合會に至ては嚴格なる公益法人なり故に營利を爲す場合には別に組合を組織するを要す而して販賣組合はサンデカーやに入せざる者を組合員と爲すこと絶無なるを以て兩者相反目することなし千八百九十八年以後此種販賣組合漸次設立せられ其成績良好なり更に近年販賣

組合聯合會組織せられサンデカー中央聯合會に所屬せり故に佛國の販賣組合はサンデカーと同じく聯合會並にサンデカー中央聯合會に統一せらる

獨逸に於ける如く佛國の販賣組合も亦組合員に強制出穀の義務を負はしめ且つ買取主義の實行を利益と爲す傾あり

產業組合に對し政府の與ふる特典は(一)千九百六年十二月二十九日の法律に依り政府は信用組合聯合會を通じ特別に規定されたる目的に對し無利息二十五年以内の期限にて資金を貸與することを得(二)千九百五年の法律に依り政府が農民の組織せる販賣組合より購入するときは手續を簡便にす

第四節 前三節より得たる教訓

塊勾國穀物販賣組合並に聯合會の狀態は獨逸の小模型なり伊太利、英國等未だ幼稚の域にあり之を以て其調査を省き以上三國の事例に因て左の教訓を得

一、販賣組合の目的は價格の吊上に非ず

二、既設の組合、聯合會又は團體を利用する可とす

三、販賣組合を特設するにも(一)先づ共同販賣を試み(二)倉庫を必要とすれば借入れ資金充實後新築すべし(三)受託主義より漸次買取主義に進むべし

四、ウイゴデンスキーオが新經營法と認めたる商人と同じく時機賣をなすは本邦には不適當なり獨逸にても失敗に陥る場合少しだとせず故に平均賣を可とす

五、政府又は自治團體が自ら倉庫を設立し組合に貸與するは不可なり補助金又は貸付金をなして倉庫の設立を獎勵するは聯合會は特別とし組合に對しては熟考するを要す

但敷地の讓渡貸付及び運送に關する各種の便宜を與ふるは可なり

六、バイエルンの如く無利息の金を借用し得れば論外なれと各組合をして倉庫の建築に資金を固定せしむるよりは寧ろ經營資本の潤澤を圖るべし

七、各地に聯合會の發達を促し其倉庫に對して政府は特別の便宜を與ふべし

第五節 經營に關する實驗談

獨逸ハレ大學產業組合講師サクゼン縣產業組合検査會長ラーベ博士の第四穀物

販賣組合會議に於て試みたる經營談左の如し

一、倉庫

倉庫は地方的關係に適應し並に堅牢なるを必要とすれども經費は少なかるべし不用なる器械を具ゆべからず勞力を省く工夫をなすべし

二、組織

保證責任組合に於ける保證責任額は組合員の財産に應じ可成多額にし以て組合の信用を保つべし出資一口の金額を大にし組織の基礎を固め且つ組合が借入金を爲すを防ぐべし

三、管理

支配人に敏腕且つ信頼し得る商人を雇ふべし組合員は相互に一家族の如き親密なる關係を保つべしノルトハウゼン組合にては組合員先づ組合に來りて買價を探索し置き更に他の商人を問合せ何れか高價なる方に賣却す此の如き狀態にては未だ充分ならず價格の如何を問はず必ず組合に出穀し年末組合より決算を待つ如き狀態なるを要す此の程度に進むには理事並に支配人の信用大なるを要す

四、出穀の強制

之れ特に大地主に對し必要なり大地主は商人の誘悪に傾き易ければなり若し出穀せずんば定歎の規定に依りて違約金を課すべし

五、業務

購買を兼ね以て業務の開拓を確實にすべし斯くせば(イ)倉庫の用を充全ならしむ何となれば穀物貯藏の期間長からざればなり(ロ)組合員との關係親密となり加之從前商人との取引關係を打破するを得(ハ)資金の運轉も完全となるべし(ニ)投機行為は全く避くべし

獨逸に於ては組合員の出荷に對し假渡金をなすこと稀なり之れ信用組合發達するを以てなり準備金の積立を多くすべし

同種の組合にて相隣接せるものは相互の連絡を保ち同種類同品等の物を共同販賣するに勉むべし

組合員の犯則を罰する規定を設くべし但罰則を勵行せんと欲せば先づ支配人又は理事大に犠牲的に働き能く組合員を信服せしめ所罰を正當なりとして甘受す

る様仕向くるを要す

肥料飼料の購入には聯合會を經べし又販路として(イ)糧秣廠並に陸軍師團に納入すべし(ロ)精粉所並に麥酒會社に特約し(ハ)又は確實なる穀物問屋に賣却すべし
塙太利農務省產業組合部長エアル氏の經營談左の如し

(イ)バイエルン國にては穀物倉庫は九分迄信用其他の組合又聯合會並に検査會等の兼營に係れども塙太利にては獨立して建築設備せられ且つ購買事業を兼營す
(ロ)經營法重に受托主義により買取主義に依るものは例外なり

(ハ)組合員數は多きを尊ぶ出穀高増加せば經費を減ずることを得例令獨逸ザクゼン、アルテンブルク國レーレンドルフ組合の取扱高が千九百二年に一萬七千五百噸なりしが翌年二萬五千噸に増加するや穀物一噸に對する經費左の如く減少せり

	千九百二年	千九百三年
經費	一五、四七	一三、〇〇
利息	九、九〇	七、七五
器械に使用する材料	二、一三	一、五四

合

二七、五〇

二二、二九

即ち取扱穀高四割を増せし爲經費は二割を減じたり

(ニ)出資並に保證責任額を大ならしめ組合員の耕作地積に應じて出資口數を定むるを可とす

(ホ)組合員に其の生産物は盡く組合に出穀する義務を強制すべし

(ヘ)倉庫の位置は組合區域に應じ定むべし

(ト)倉庫建築費は貯藏高十噸に對し六百圓を越ゆべからず倉庫の大は組合員の出穀總高に對し三分の一乃至四分の一を適當とす換言せば三回乃至四回利用せられ得る程度の坪數を有するを要す

(チ)創立當初は倉庫を新設せず單に調製器のみにて事業を創め漸次整頓すべし

(リ)市場の調査及び組合の信用程度を豫測すべし
(ヌ)經驗を積む迄擴張する勿れ之れ成功の道なり大に失せんより小に失するを可とす且つ資力の充實を計るべし

氏は又業務經營上の注意を與へて曰く

(ル)受托主義に依るべし

(ヲ)假渡金の高は下墳太利にて六、七割ペーメン國にて七、八割バイエルン國にて六割乃至九割なり平均七、八割の間に在り

(ワ)投機を爲す勿れ

(カ)支配人を選択すべし

(ヨ)種子を選択且つ精選し組合員に頒布すべし

氏は先づ倉庫を建築せず共同販賣に因て先づ組合員が組合に對し忠實なるや否やを試み又外部より組合に如何なる信用を置くやを豫測すべしと慤慮す良案と云ふべし

第四章 米穀販賣組合及び聯合會の普及發達

前二章に示す如く米穀販賣組合及び聯合會の功果大なりと雖も本邦には未だ顯著なるに至らず之れ(一)組合數の少きに基因す全國に於ける産業組合の數一萬一千を越ゆ就中都市に設立せらるゝもの約千組合を除き他は皆農村あり又組合員總數より云ふも農業者は八割二分三厘を占め百萬人を超過す略本邦農家の五分の一に當る其產米額決して些少ならざるなり然るに米穀を取扱ふ組合數僅に千部米を賣却するに至らば其額忽ち十倍せん(二)加之組合の内容貧弱なり本邦に於ける組合を北米合衆國及び獨逸の組合に比すれば規模並に內容月釐の差あら(三)組合活動の中心となり外援となるべき聯合會が微力にして却て損耗を蒙るの狀態にあり故に今日の急務は組合並に聯合會の普及と其活動充實を圖るにあり

第一 政府の施設

一、農家の訓育

本邦組合事業の舉らざる原因一ならずと雖も其一因は從前多く官廳の獎勵に依つて新設せられ組合員自覺の結果に成らざるに依る若し組合員能く其立場を了解し一方には自治自助の精神を發揮し他方には共同相助の實を擧ぐるに勉むれば組合活動すべし故に米穀販賣組合の發達を圖るには先づ農家の自覺を促し次に組合の目的並に事業經營の方法に就て會得せしむるを要す勿論農商務省並に府縣廳は從前より農家を啓發する爲講習講話を行ひ或は產業組合中央會並に支會或は農會に補助金を與へ斯業の發達を計ると雖も年所を経ること短く未だ徹底するに至らず且つ此問題につき農家を指導すべき具體的方案が朝野共に發表されしを聞かず

二、運轉資金の充實

政府は組合が倉庫を新設するに當り低利資金を融通す此貸付は必ずしも組合の利益と断ずる能はず是より先き政府は組合に低利資金を貸與せしが年賦又は長期貸付なるに加え組合理事用途を誤りたる爲此等の貸付金は多く固定し組合は經營資本に欠乏せり今又倉庫建築費を貸與して資金固定の弊を助長せんとす其

結果組合成績表には資産の増加として顯はれんも深く内情を洞見すれば一方には借入金に對する金利を支拂ひ乍ら倉庫の收入之に伴はざる爲損失を蒙り他方には運轉資金に欠乏し入荷あるに拘らず之に對し貸付又は假渡金を爲す能はず經營を薄利ならしむ之を以て倉庫建築費の貸與は勿論必要ならんも先づ運轉資金を充實し其活動を助くるを急務と信ず

次に販賣組合並に聯合會をして確實に收益を擧げしむるには平均賣を實行せしむるより急なるはなし然るに有功に實行せしめんとせば低利資金の融通を必要とす其額は全國に約百萬圓(一組合平均一千圓)とし聯合會を通じて貸與し月賦にて返納せしむれば前記倉庫建築に對する貸付と異なり經營資本なるを以て固定せず必ず相等の利益を擧ぐるを得ん

三、倉庫の建築

目下農界にある人口を開けば必ず倉庫の必要を唱ふ之れ米穀の增收によつて倉庫の新設を必要とするに非ず實は米麥を貯藏し金融の便を得高價を覗ひ賣却せんとする投機心に基づく政治家深く察せず倉庫の新築並に低利資金の融通を以

て米價を調節せんとす、吾人は投機心を除くに非ずんば却て弊害を生ずるを恐る平均賣に對しては倉庫を要せず必要的都度數日間他より倉庫を借入るれば足る又前記平均賣を實行する爲に資金を融通せんと欲すれば都市と異なり米を倉入擔保せずとも各員の信用程度を標準として貸與し得從て倉庫の要なし眞に倉入の用は購入品の貯藏、米穀検査並に小作米の授受又は加工を爲すに必要なり故に組合創立後數年間經驗を重ね資力充實し經營資本潤澤となるに及び初て新築すべし其時期に至れば別に倉庫新築費を借入れずとも可なり從てバイエルン國倉庫の如く倉敷料を徵する要なし而して他方には前記の如き他の用途に活用し無形上の利益をも收め得らるべし但北海道等殖民地の農家は倉庫を有せざるを以て假令借入金をなすも組合倉庫建築の要あるべし

組合又は聯合會が必要に迫まられ倉庫を建築又は借用せんとするに當りては港灣又は鐵道停車場を主管する當局者は種々の便宜を與ふるを可とす

之に反し倉庫會社又は米券倉庫無き地方にある聯合會が所屬組合に對し金融の便を與え又は貯藏を爲すには必ず倉庫を必要とす聯合會は組合と異なり倉庫をり但聯合會が其衝に當る場合には圓滿に進行するを以て益々聯合會の發達を望み併せて販賣組合理事も勅令の主意を了解し不正の行爲を慎むべし

五、大地主の加入を獎勵すべし

其方法は販賣組合成功の要件の節に詳述せり

六、理事使用人の養成

組合經營者に對し經營上の智識を與ふること必要な言を待たず産業組合中央會の如き長期講習會を催し經營者を養成す然れども商業上の經驗は講習の能くする所に非ず聯合會に適任者を雇ふを良策とす

七、倉庫に對する研究

普魯西に在ては五百萬麻の穀物倉庫基金の一部を割き千百噸(現時は千八百噸)を藏する試験倉庫を建築せり其事業左の如し

一倉入及び取扱費用の調査

二、新發明の積卸機、煽風機、脱稃機、品等分類機、乾燥機等の試験

三、貯藏中穀物の昇温貯藏に耐ゆる程度、減耗、變質に關する調査

四、穀物品質の鑑定並に溫度を容易に測定する方法の研窮

五、蒸熱浸水曝雨等の爲變質したる穀物の改善方法

六、病蟲害鼠害の豫防

翻て本邦に於て穀物倉庫に關する研窮不充分の觀あり品等査定の如き専ら肉眼検定にのみより毫も器械的検査に依らず今後適切なる器械の發明を要す又乾燥に就ては貯藏上ののみならず脚氣豫防の爲大に考慮すべし倉庫に關聯しある種の設備をなし其目的を達せざる可からず又病蟲害に就ては農事試験場の報告あり然れども貯藏に關し俵と澁紙との損益、溫度、溫度換氣と減耗變質との關係、各種產米減耗の差、糲、玄米、白米減耗變質の差倉庫の種類に因り減耗變質の差等に關し調

査を望む但し調査事項を示し各府縣倉庫會社に囑託すれば調査費少くして有益なる材料を得らるべし次に農村に適する模範的小倉庫を調査し設計經營法並に收支を調査し周知せしむること必要なり

農業倉庫の必要を唱ふる論者は必ず補助金の下付を主張す獨逸に於ても建築改築費の三分の一を補助する例少しだけせず然れども補助を與へ獎勵するも一方に能く組合に適當なる倉庫並に其經營法を示すに非ずんば失敗なきを保せず從來農業倉庫は倉庫料のみにて收支相償ふもの少なく或は販賣手數料を高むるか購買の兼營に依て其經濟を補ふ如し故に收支に付充分の指導を行ふ必要あるべし八、聯合會に對する獎勵

販賣組合の普及發達を圖るには聯合會の活動を必要とす故に府縣又は郡は其發達につき充分の注意を拂ふべし其方法は

一、役員俸給に對し補助すること

二、倉庫の新築改築費を補助すること

三、低利資金の融通

四、實地指導

第二 産業組合中央會の施設

米穀販賣組合並に聯合會の必要大なるを以て中央會も亦政府と相須て其普及發達に努力すべし而して急務とすべきは米穀販賣に關する調査委員會を設け地方よりも委員を擧げ項目を定め其意見書を徵し具體的成案を得て之を公表するにあり其調查項目の一、二を擧ぐれば

一、如何なる方法順序の下に米穀販賣組合を設立すべきや
二、出資額拂込方法並に保證金額の適度

三、出穀の強制に關する方法

四、如何なる時期組合の狀態に及びて倉庫を借入又は新築すべきや

五、穀物受入方法は受託買取何れが宜しきや

六、賣却方法並に時期

七、低利資金の運用方法

八、府縣郡に對する希望

九、聯合會に對する補助の方法

十、販路(輸移出)に關する調査

十一、經營に關する實驗

次に金融の疏通を圖る爲に産業組合中央銀行の設立に努力するを要す

從來本邦には産業組合の地方的中央銀行として農工銀行あり更に其中央機關として日本勸業銀行あり此三段の機關相聯絡して本邦中小産業者に對する金融機關完成すとの說あり此說は本邦銀行政策上並に實際上不可なること拙著六版產業組合大全に述べたる所なり吾人固より産業組合法發布當時は勿論現今と雖も未だ組合が獨力を以て中央銀行を設立維持する實力無きを知る從て若し勸業農工兩銀行無くんば組合は糧道を絶たれると一般苦痛を蒙るべし然れども其貸付方法が年賦又は長期貸付なるを以て借金したる組合は總て之を固定し宛も不動產抵當銀行出張所たるの觀を呈せり抑も信用組合は對人信用に依て經營資本を供給し購買並に販賣組合は農家一年の經營を便にするを本則とす其活動の範圍窄きが如きも其功果大なり然るに經營資本不足なる爲未だ充分に其功果を舉

ぐる能はざるに先だち不急なる用途に資金を固定し活動を妨ぐ遺憾なりと云ふ
べし然れども過去は追はず將來は先づ經營資本の充實に努力せられんことを望
む近來勸業銀行も短期貸付並に特別當座貸付を獎勵する如し吾人双手を擧げて
賛成する所なり組合も之に鑑み其經營法に顧慮する所あるべし同時に中央會に
於ても對人信用の發達を助長する爲從來の通説を破り産業組合の地方的中央機
關として信用組合聯合會を組織し更に其中央機關として産業組合中央銀行の設
立に努力せんことを望む斯くして下は信用組合中は信用組合聯合會上は産業組
合中央銀行と三段の對人信用金融機關完成し其貸付方法も亦當座貸越と短期貸
付とに依り全國組合資金の過不及を補ひ金融の疏通に勉むれば販賣組合も亦充
分なる經營資本を得て業務の大成を期するを得ん

三に中央販賣所新設の計畫を望む

現今米穀販賣組合の不振なるは孤立無援なるによる故に東京大坂等大市場に中
央販賣所を設立し組合又は聯合會の爲に(一)市價の報導(二)販路の調査紹介斡旋(三)
進んで米の買入を實行するときは其發達を助くること蓋し大ならん其具體の方

法は拙著産業組合大全に述べたる所なり

第五章 結論

第一章に農民は組合の設立により平均一石に付六十錢の利益を得然るに從來販賣組合の取扱高僅に十五萬石なれば組合の効果も亦九萬圓に過ぎずと記載せり然れども現時農村に設立せらるゝ組合が悉く米を取扱ふに至れば忽ち十倍し取扱總高百五十萬石其利益九十萬圓となり更に全國の販賣米總額二千八百萬石に應用せらるゝに至らば其利益千六百八十萬圓に上るべし

翻て販賣組合が其米を都市購買組合に直賣せば消費者は一石に付平均四十錢低廉なる米を得然るに從來購買組合の需要僅に十五萬石なるを以て全部販賣組合より直賣するも僅に六萬圓の利益に過ぎずと論ぜり但直接消費者として軍隊其他を合すれば百萬石を得るは困難ならず然らば其利益四十萬圓となり更に全國販賣米に普及せば其利益千百二十萬圓に上るべし

更に販賣組合より消費者に直送せば積卸品痛減じ且つ指米の損失無き爲樹廻し一石に付五合餘增加すべし之を全國販賣米に乗すれば十四萬石の得米となる

以上は間接の効果たる技術の改良による增收を加算せずして然り將來販賣組合普及發達せば偉大なる利益を生ずるを以て政府も其發達に全力を盡さるべからず

次に販賣組合が平均賣を實行するに至らば年内の米價調節せられ從來の如く收穫後の暴落なかるべし其手段としても亦既設の組合又は團體をして販賣事業を兼營せしめ又假令組合を新設するも急に倉庫を建築又は借り入れず從て政府の補助を要求せざる頗る堅實なる方法を取るべし思ふに大正三、四年暴落の原因は第一豐作に在るは論なし次に取引所に於ける買方の微力にも依るならん然れども四十四年以後高値覺に農民投機的となり加ふるに金融の便と倉庫の増設とは投機心を挑發し遂に賣惜の極殘留米頗る多かりし事も下落の一大原因をなせり自ら招きたる病は自ら療治すべきに専ら政府の調節策にのみ依頼し毫も反省せず益々低利資金の貸付と農業倉庫の必要を叫び投機の遂行を希望す大に誤れり此弊風を一洗せんば政府の努力も寸功なし依て自治自助による販賣組合並に聯合會を普及し之に依て平均賣を實行せしめ以て現今の惡弊を治し大勢を轉廻せ

しめん事を期す加ふるに關稅の按配に依て外米の輸入を防ぎ朝鮮米の移入を減じ銳意增收を圖れば本邦食料の獨立を計り得るのみならず他方には米價を吊上げ農家の收入を増加し得べし

如此米價の吊上並に調節に依り及び販賣組合の功果として農家の收入増加し且つ確實となれば從前の負債は減少し地價は騰貴すべく中小地主自作農の減少も止み農民其堵に安んじ農村隆盛に赴かん

附錄

一 藩政時代の米札

別紙米札は内藏と稱し庄内藩が鶴岡に建築したる倉庫に於て發行せし米札の現存せしものとす本文左の如し

表 面

己納米一俵納四斗入

五二

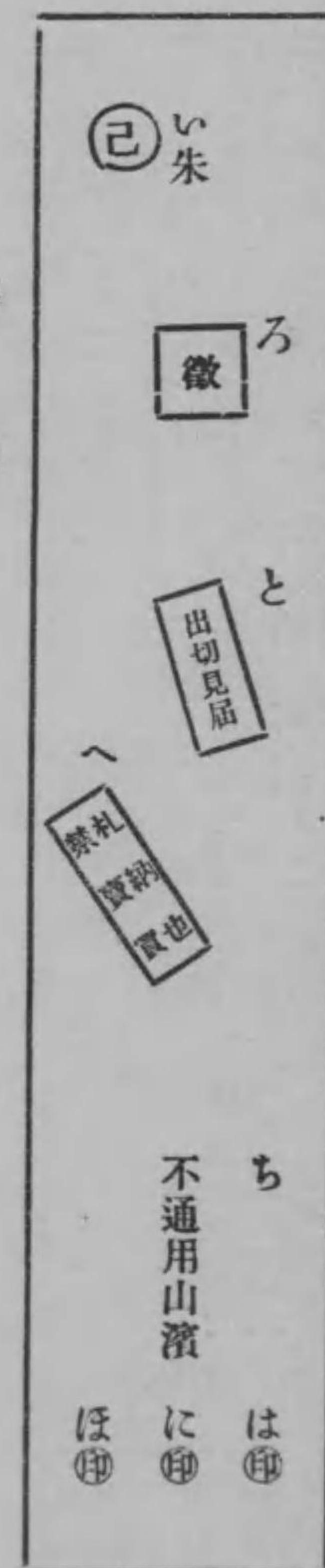
右新整隊御扶持米可被成御渡候午三月二十六日御指紙百八表二斗五升の内書替候以上

午三月二十七日

會判 尹中 藤悌基
四三 内郎印

吉良右衛門助殿

裏面



解説

「己納米」とは己年の年貢米のこと

「表納四斗」とは樹量四斗入一俵のこと

「右新整隊御扶持米」とは庄内藩に新整隊と謂ふ隊士あり其隊に給すべき扶持米のこと

「可被成御渡候」とは此米札持參人(何人にも宜し)へ倉係に於て四斗入一俵を渡すべしとの指圖證券なり

「午三月二十六日御指紙百八表二斗五升の内書替候」とは前記の四斗入一俵は午年三月二十六日附御指紙(御指紙とは藩の財政を掌る最高の役人たる御郡代より米札を發行すべき御代官へ宛新整隊へ給米相渡すべき旨の命令書を云ふ)百八

俵二斗五升の内書替へたること

「五二」とは御指紙の石數の内なれば一俵にても二俵にても申入次第分割して書換ゆるを以て書替の都度其枚數を數字にて記入するものとす

「午三月二十七日」は米札發行の月日なり

「甚内、悌三郎、藤四郎」とは何れも御代官と稱す年貢米の徵集及び米札發行を掌る藩の有司なり忌中悌三郎會判藤四郎とあるは米札には御代官二名の連署を必要とす然るに悌三郎は忌引中に付別組藩領を通じ八組に分ち一組毎に代官二名を置くの代官藤四郎代印せしものとす

「良助殿吉右衛門殿」とは御代官の下役たる納方手代と稱する倉係にして米の出入を取扱ふ此兩人に米の出庫を命令せしものなり

裏面の印形

「いいろ」の二個は米札の用紙は御郡代監督の下に發行する用紙に相違なき證據として年々米札發行前に郡代捺印を爲し代官に渡し置くものとす此捺印無きものは流通せず

此米札は己納米なるを以て「い」の捺印は(印)の朱印なれど十二支に依り年々相改め
午年の納米は(午)未年のものは(未)の朱印を押す「る」は徵の字にして徵收米の略なり
年々同印を用ゆ

「は」「ほ」の三個は御代官の下役なる納方手代の内三人の年番ありて當番の者米札
發行の時連印す

「は百姓が年納米を納むるに當り不作其他の事情に依り正米を納入する能はざ
る場合に郡代に何月限り米札にて代納致度旨願出て許可を得れば期日に至り相
當の米札を買入れ郡代に差出せば「札納也禁賣買」の印を捺押す夫を倉係に差出せ
ば米札の真偽を調べ「と」の「出切見届」の印と「ち」の「不通用山濱」の二印を押す「出切見届」
とは出庫済の事「不通用山濱」とは山濱組の年貢米が此米札にて納まりし故には不
通用に屬する旨を云ひ顯はすなり但し札納に非ざる普通の出庫済の米札には「と」
のみにて「へ」「ち」を要せず

二 バイエルン國販賣組合の發行する倉庫證券

表

裏

番號	倉庫證券	受取高	セントナー 斤
差引			
何々責任何々販賣組合倉庫管理者は組合 員何某君より何等品	セントナー	一セントナー代金 調製料 残金	麻片
藏入ありたることを證す	年 月 日	現金取扱人	受取證
何々責任何々販賣組合 取扱人	組合員	上記の金額 受取申候也	麻片現金を以て正に
此證券は譲渡すべからず譲渡あるも組合 は責任を帶びず			

又借入證券は表面は倉庫證券に同じ只裏面に借用證書と題し私義月何歩の利率にて金何麻何片借用候事實正也現品賣拂の際は此證券引換に元利支拂可申候也とあるのみ

米穀販賣組合 終

大正五年十月五日印刷

大正五年十月八日發行

米穀販賣組合奥付

正價金壹圓貳拾錢

著作者 西垣恒矩

東京市日本橋區箔屋町十四番地

東京市日本橋區箔屋町十五番地

印發

刷行

者兼

竹澤

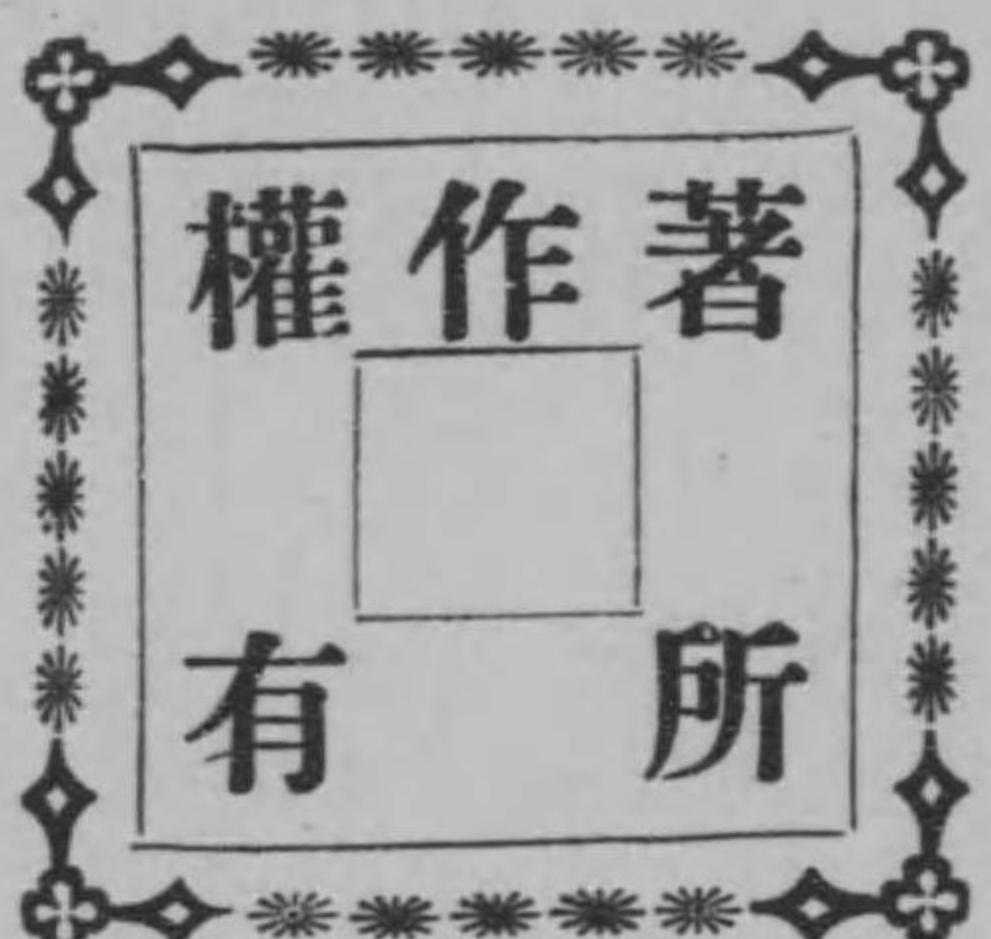
章

印 刷 所 丸 山 舍 印 刷 部

東京市日本橋區箔屋町十四番地

電話本局二〇〇八五八九二番

發行所 丸山舍書籍部



一 錄目書圖行發舍山丸

一 目錄圖書發行舍山丸

文學士矢野友一先生著 【最新刊】クロース上製	農學土中尾節藏先生著 【再版】クロース製
最近日本蠶病論 農學博士大森順造先生著「全部改訂三版」 農學博士伊藤清藏先生著 【增補七版】 小正價金一百五十五錢 紙數九百餘頁 背皮最上製本	正肥料學教科書 農學士田中長三郎先生著 【最新刊】クロース製
農業經營學 農學士中尾節藏先生著「增補改訂三版」 農學士中尾節藏先生著 【增補改訂三版】 小正價金六百貳十 紙數三百廿三頁 背皮クロース製	通俗蠶業教科書 東京蠶業講習所技師農學士林驥作先生著「改訂卅一版」 東京蠶業講習所技師農學士林驥作先生著 【再版】 正價金七十五錢 紙數一千餘頁 背皮クロース製
米券倉庫要說 農學士菊池謹藏先生著 【最新刊】クロース製	遺傳學教科書 農學士田中長三郎先生著 【最新刊】クロース製
植物生產原理 高岡法學博士閻鈴木富治先生著「再版」 高岡法學博士閻鈴木富治先生著 【再版】 正價金一百三十二錢 紙數五百三十一頁 小正價金三十五錢 小包料八錢 精圖一百二十錢 圖入製	俗外國系養蠶法 中井代助先生著 【最新刊】 正價金三十錢 郵送料六錢 正價金六十錢
羊與山羊 新渡月博士序農學士小谷武治先生著「再版」 新渡月博士序農學士小谷武治先生著 【再版】 正價金一百三十二錢 紙數五百三十一頁 小正價金三十五錢 小包料八錢	掛合蠶兒飼育法 生駒彦三郎先生著 【再版】 正價金三十五錢 送料四錢

一 錄目書圖行發舍山丸

農學博士大森順造先生著「全部改訂增補八版」	第一篇 桑樹栽培論	正價 八拾五錢製 郵稅 八錢
農學博士大森順造先生著「全部改訂增補十版」	第二篇 蟻體解剖生理論	正價 六拾五錢製 郵稅 六錢
農學博士大森順造先生著「全部改訂增補四版」	第三篇 蟻體病理論	正價 八拾五錢製 郵稅 八錢
農學博士大森順造先生著「全部改訂增補三版」	第四篇 蟻兒飼育論	正價 七十五錢製 郵稅 八錢
農學博士大森順造先生著「再版」	第五篇 蟻業本論	正價 六拾五錢製 郵稅 六錢
農學士西垣恒規先生著「新版」	第六篇 蟻業教科書	正價 六拾五錢製 郵稅 六錢
小野元兵衛先生著「增補再版」	第七篇 蟻絲業と產業組合	正價 五十一錢製 郵稅 六錢
實驗風穴式桑栽培法	送正價料	正價料
送正價料	正價料	正價料
正價料	正價料	正價料
正價料	正價料	正價料
正價料	正價料	正價料

錄目書圖行發舍山丸

卷一
丸舍發行圖書目錄

一 錄目書圖行發舍山丸

———**山丸舍發行圖書目錄**———

川井運吉先生著 [英文]	CROWN-IMPERIAL THE	法學士馬場恩治先生、岩崎勝三郎先生著 江木法學博士校閲法學士岩崎勳、岩崎勝三郎兩先生著	債務者の顧問 條文對照實用例解	改正刑法問答 小杉天外先生作〔第九版〕	正紙價三十五錢 送料六錢	送正紙價五百二十錢 送料六錢	送正紙價五百二十錢 送料六錢	送正紙價五百二十錢 送料六錢	贈位諸賢事略 陸軍一等軍醫後藤角太郎先生著 青柳有美先生著
歌論類纂 送正料價三十五錢 正料四錢	白夜集 露國昇名著 淳先生輯按	草笛集 寫實小說 「天外天外」外先生作「天外傑作集」	コブシ 寫實小說 小杉天外先生作「天外傑作集」	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢	正紙數千二百頁 送料二十二錢 正紙數六百九十一錢 送料十二錢
軍陸海徵兵の検査 送正料價三十五錢 正料四錢	實驗禁煙法 安藤健爾先生著 陸軍一等軍醫音尾己之助先生著〔最新刊〕	女學生生理 〔最新刊〕	中學罵倒論 〔三版〕	有美道 〔三版〕	學生衛生道 〔三版〕	學生衛生道 〔三版〕	學生衛生道 〔三版〕	學生衛生道 〔三版〕	學生衛生道 〔三版〕
正紙價二十二錢 正紙四錢	正紙價二十錢 正紙八錢	正紙價二十錢 正紙八錢	正紙價三十錢 正紙十錢	正紙價三十錢 正紙十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢
正紙價二十二錢 正紙四錢	正紙價二十錢 正紙八錢	正紙價二十錢 正紙八錢	正紙價三十錢 正紙十錢	正紙價三十錢 正紙十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢	正紙價四十錢 正紙二十錢

一 目錄圖行發舍山丸

→ 錄目書圖行發舍山丸 ←

醫學士佐藤得齊先生監修 實用問答篇	【再版】	正紙數三百餘頁 送正紙數三百餘頁 料價五十五錢付
醫學士高橋昌介先生監修 實用問答篇	【再版】	正紙數三百廿五頁 送正紙數三百廿五頁 料價六錢付
醫學士佐藤得齊先生監修 實用問答篇	【新刊】	正紙數三百廿一頁 送正紙數三百廿一頁 料價六錢付
佐藤病院長佐藤長祐先生監修 實用問答篇	【新刊】	正紙數三百廿一頁 送正紙數三百廿一頁 料價六錢付
醫學士森友道先生監修 實用問答篇	【新刊】	正紙數三百廿一頁 送正紙數三百廿一頁 料價六錢付
呼 吸 器 病 篇	【新刊】	正紙數三百廿六頁 送正紙數三百廿六頁 料價五十五錢付
醫學士森繁吉先生監修 實用問答篇	【再版】	正紙數三百廿六頁 送正紙數三百廿六頁 料價五十五錢付
腦 神 經 痘 篇	【再版】	正紙數三百廿六頁 送正紙數三百廿六頁 料價五十五錢付
醫學博士田中友治先生監修 實用問答篇	【大增補六版】	正紙數二百九十三頁 送正紙數二百九十三頁 料價六錢付
皮 膚 病 篇	【最新刊】	正紙數二百廿四頁 送正紙數二百廿四頁 料價六錢付
醫學士菊池林作先生監修 科學的病氣と食物	【最新刊】	正紙數三百廿四頁 送正紙數三百廿四頁 料價六錢付

出版書肆

東京市日本橋區落屋町十四番地
振替貯金口座東京五八九二番

丸 山 舍 書 築 部

發行圖書詳細新總目錄は御申込次第直に贈呈す



終

